指摘事項等	投稿日	令和２年２月１０日
件名	自治会未加入者の自然災害時の対応について	
本文	甲府市に転入してきたが、住んでいるアパートは自治会に加入していないので、広報誌も届きません。災害時はどのような対応をしてもらえるのでしょうか。	
回　答	回答日	令和２年２月１９日
担当部署	市長直轄組織　危機管理室　防災企画課 市民部　市民協働室　協働推進課	
本文	自然災害時の対応につきまして、本市では、土砂災害や河川氾濫などの危険性の高まりに応じて、対象地区へ避難情報の発令や避難所の開設を行うこととしており、こうした情報は防災行政用無線をはじめ、様々な方法で市民の皆様へ伝達しております。 また、避難所においては、職員を配置する中で、自治会加入者に限らず、市民の皆様を受け入れ、本市で配備している非常用備蓄食料の提供を行ってまいりますので、ご安心いただければと思います。 一方、過去の災害の教訓から、災害時からの被害を最小限に抑えるためには、地域の皆さんが、互いに助け合い、協力し合う「共助」も重要となってまいりますことから、本市といたしましてもご相談に応じますので、自治会への加入についてご検討いただけると幸いです。 今後におきましても、正確かつ迅速な情報提供を行う中で、市民の皆様の安全の確保に努めてまいりますので、引き続き本市の防災行政につきまして、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。	